

脳死及び臓器移植に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年六月二十九日

翫正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

## 脳死及び臓器移植に関する質問主意書

六月二十四日の記者会見で、大内啓伍厚生大臣は、「緊急性を要する場合、移植を認めていかざるを得ないだろう」と、脳死からの臓器移植を実施してもやむを得ないとの見解を示したことが報道されている。

また、六月二十八日の記者会見では、「認めなければいけないと言ったのは、行政上の権限に基づくものではない。私の発言は、従来の厚生省の路線を出るものではない」として、この脳死移植容認発言を修正した。

そこで、この問題に関する政府の統一見解を質したい。

一、脳死及び臓器移植手術の実施に関する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。